

かすかべ生協診療所 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額によ

該当	利用者名: 様	春日部市:6級地	(単位数)	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	訪問リハビリテーション費 (事業所医師が診察を行う場合)	1回につき(20分)	290	2,995円	300円	599円	899円
	訪問リハビリテーション費 (事業所医師が診察を行わない場合)	1回につき(20分)	270	2,789円	279円	558円	837円

【その他加算】

該当			(単位数)	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき(退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内)	200	2,066円	207円	414円	620円
	リハビリテーションマネジメント加算(I)	((I)~(IV)いずれか算定) 1月につき	230	2,375円	238円	475円	713円
	リハビリテーションマネジメント加算(II)		280	2,892円	290円	579円	868円
	リハビリテーションマネジメント加算(III)		320	3,305円	331円	661円	992円
	リハビリテーションマネジメント加算(IV)		420	4,338円	434円	868円	1,302円
	社会参加支援加算	1日につき	17	175円	18円	36円	53円
	サービス提供体制強化加算	1回につき	6	61円	7円	14円	19円

注 同一建物に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%・15%減

介護予防訪問リハビリテーション費

該当	利用者名: 様	春日部市:6級地	(単位数)	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	介護予防訪問リハビリテーション費 (事業所医師が診察する場合)	1回につき (20分)	290	2,995円	300円	599円	899円
	介護予防訪問リハビリテーション費 (事業所医師が診察を行わない場合)	1回につき(20分)	270	2,789円	279円	558円	837円

【その他加算】

該当			(単位数)	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	リハビリテーションマネジメント加算	1月につき	230	2,375円	238円	475円	713円
	短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき(退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内)	200	2,066円	207円	417円	620円
	事業所評価加算	1月につき	120	1,239円	124円	248円	372円
	サービス提供体制強化加算	1回につき	6	61円	7円	14円	19円

注 同一建物に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%・15%減

訪問リハビリの指示書有効期間は3か月間です。
3か月に1度診療所医師の診察が必要となります。